

アジェンダ 2 1 第 1 9 章 (有害化学物質の環境上適切な管理) の課題等に関する実施状況

プログラム領域	アジェンダ 21 第 19 章課題	IFCS/ 「 2000 年以降の優先行動計画 」	実施状況
<p>A . 化学的リスクの国際的評価の拡充と促進</p> <p>(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的なリスクアセスメントの強化。数百の優先すべき化学物質等は現行の評価基準を用いて 2000 年までに評価。 ・ 健康又は環境の観点からの曝露限界と社会・経済因子の観点からの曝露限界の峻別、有害化学物質別の曝露ガイドライン作成 	<p>(行動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国連組織内の化学物質のリスクアセスメントに関するプログラムを強化・拡張。 ・ 政府、産業界、学会、NGO の間で共同研究の増大のための組織を設置・促進。特に有害化学物質の作用メカニズムの理解を深めるための研究活動を促進、調整。 ・ 各国が国内の化学アセスメントプログラムに使用するための、各国の化学物質に関するアセスメント報告を国際的に交換する方法の開発を促進。 ・ 各国政府は化学物質の有害性評価を優先して実施。IPCS、EC 等のプログラムを基にデータ収集。 ・ 企業は必要なデータを提供。データは秘密保持を考慮し、国内当局、国際機関、一般大衆にも利用される 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2004 年までに、専門用語及び発がん性、生殖毒性及び発生毒性等に係るリスク評価方法の共通原則を IPCS 及び IOMC 等が勧告。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内、地域、国際的な既存の評価プログラムに加えて、産業界のイニシアティブを通じて 2004 年までに、1000 物質のハザード評価を実施。成果を遅滞なく公共利用に供する。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ IFCS の第 4 回フォーラム (2003 年) での議論に向け、以下の新たな提案を準備。 <ul style="list-style-type: none"> ・ データ整備と評価における産業界の役割 ・ 動物試験の削減と代替法への移行 ・ 一般市民や規制当局が必要なデータを使えるようにするための方策。 	<p>【国際的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OECD は内分泌かく乱作用の評価に係る試験法の評価・テストガイドラインの作成等を実施。 <hr/> <p>【国際的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OECD の HPV 点検プログラムにより、2001 年 11 月までで 222 物質の評価が終了。化学業界による ICCA イニシアティブにおいては、2004 年までに 1,000 物質のデータ取得・初期評価を予定。 <p>【国内の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係省において OECD の HPV 点検プログラムに参加。また、産業界も ICCA の取組に貢献。(44 物質のとりまとめ、288 物質の協力) <hr/> <p>【国際的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IFCS では専門の WG を設置し、提案準備のための検討を続けている。 ・ OECD における HPV 点検プログラムの成果については UNEP に属する IRTC (国際化学物質有害性情報登録制度) を通じて公表される。

プログラム領域	アジェンダ 21第19章課題	IFCS/「2000年以降の優先行動計画」	実施状況
<p>B. 化学物質の分類と表示の調和</p> <p>(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全世界的に調和された有害性の分類及びラベリングシステムは、化学物質安全データシート等を含めて、可能であれば2000年までに開発 	<p>(行動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各国政府はそれぞれ適切なレベルにおいて、関連する国連機関及び企業の協力を得て、調和された分類と互換性のあるラベリングシステムを段階的に確立し、実施するためのプロジェクトを実施。種々の通則のレベルとの互換性を持たせるべき。 ・国際機関は、各国の当局と協力し、世界的調和のための原理、分類システム用語、記号の標準案、ラベリングシステムの作成等の作業チームを設立。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回フォーラムまでに、GHSがIOMC分類調和コディネートグループで合意され、国連経済社会理事会(ECSOC)で完全に受諾。 ・2008年までの、GHSを完全に実施していくという見通しを持って、すべての国は可能な限りこれを早期に実施することを奨励される。 ・全ての国は、その力量や能力に応じて、既存の分類・表示システムの予定されている改正又は化学物質の新規立法の施行において、GHSシステムの発展を考慮すべき。 	<p>【国際的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ECSOCの下に設置された専門小委員会で2002年末のとりまとめを目標に審議中。2003年国連勧告予定。 <p>【国内の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GHSの実施への検討のための各省庁連絡会議を設置(2001年8月)し、早期実施に向けた具体的な対応を検討中。
<p>C. 有害化学物質及び化学的リスクに関する情報交換</p> <p>(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質安全に係る情報交換の強化 ・2000年までにロンドンガイドライン及びFAO国際行動規範の条約化及び実施 	<p>(行動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害化学物質に関する情報交換を担当する国立研究所の強化 ・有害化学物質を担当する国際機関及びネットワークの強化 ・技術協力の確立と他国へ情報提供 ・可能な限り早くPIC手続を実施。 ・データベース及び情報システムの充実 ・代替品のリスク評価するためのデータ提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・2005年までに各地域で5ヶ国以上で、また2010年までに殆どの国で有害化学物質情報の交換システムを実施 ・ロッテルダム条約をできる限り早く発効させること目標として、全ての国はこれを批准又は加盟することを奨励される。 	<p>【国際的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換の仕組とPIC手続を定めたロッテルダム条約は、1998年に採択され、これまでに20ヶ国が批准。 ・IFCSとIOMCが支援し、化学物質の安全性に関する地球規模ネットワーク(GINC)を推進。 <p>【国内の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国では、輸出貿易管理令に基づき、改正ロンドンガイドラインを1992年から実施。1999年にはロッテルダム条約に署名。 ・GINCについて、国立医薬品食品衛生

		<p>・2004年までに、殆どの国において有害物質の流通の際には、安全データシートによる適切な安全情報を添付。GHSにおけるSDSも考慮。</p>	<p>研究所を中心に整備。</p> <p>【国際的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GHSの中で、SDSについても検討 <p>【国内の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2001年1月から、化学物質排出把握管理促進法に基づき、435物質についてMSDSの交付義務づけ。(労働安全衛生法、毒物劇物取締法でも同様の措置)
<p>D. リスク削減計画の策定</p> <p>(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広範囲なリスク削減のオプションを含めた幅広いアプローチを採用し、広範囲なライフサイクル分析から導かれた予防手段を取り入れることによって、許容できないあるいは不当なリスクを除去し、経済的に実行可能な程度まで、有害化学物質によ 	<p>(行動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防性、予見性、ライフサイクルを考慮したアプローチ。製造者責任の原則を基本にした政策の採用の検討。 ・よりクリーンな物質及び技術の使用促進、放出登録、使用制限、管理不能なリスクを有する有害物質及び有害性、残留性、生物濃縮性のため使用が適切に管理できない有害物質の漸減又は禁止等、有害物質のリスク削減活動。 ・有害化学物質の認定し、より有害性の低い物質への代替、管理不能なリスクを有する有害物質を最終的漸減することにより曝露を最小にする規制及び方法、政策の採用。 ・食品中の化学物質の有害な影響を最小にするためのFAO/WHO合同食 	<ul style="list-style-type: none"> ・2004年までに、健康・環境保護を目的とした統合的な有害生物管理の戦略を策定し、伝染病媒介物に係る管理戦略構築。 ・2004年までに有害化学物質の適切な廃棄処理の行動計画の策定及び実施 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・POPs(残留性有機汚染物質)条約の2000年までの合意。2001年5月開催の外交会議での採択。2004年までの条約早期発効を目指して批准。 	<p>【国際的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1999年12月の第5回バーゼル条約政府間交渉において、バーゼル条約補助機関会合で条約を効果的に運用するために検討すべき36事項を決定。 <p>【国内の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理及び清掃に関する法律を運用。また、POB特別措置法を制定し、PCB廃棄物の処理を促進。 ・バーゼル条約を適正に実施(バーゼル法の定める基本的条項も公表済み)。 <p>【国際的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約を2001年5月に採択。これまで5ヶ国が批准。

<p>って引き起こされるリスクを減少</p>	<p>品規格計画の範囲での標準設定及び実行に関する国家的な認識強化。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故に関する報告義務等を通して、事故防止、事前対策のための政策改善及び規制体制を採用。 ・地域対応センターに関するOECD/UNEP国際指針及びAPELプログラムを行う ・中毒の適切な診断及び治療を確実にするための国立有害物質管理センターの設立及び強化促進 ・総合的な農薬管理等の方法で農薬使用への過剰依存を減少。 ・有害物質を取り扱っているもの者に、緊急対応方法の開発、現場及び周辺の周辺の緊急対応計画の準備を改善するよう要求。 ・古い化学物質の貯蔵によるリスク確認及び最小化、または適切な処理（以下企業への奨励） ・化学物質の内在的リスクに関する情報、環境保全的廃棄に関する情報を入手可能なための責任を認識。化学物質の取引の管理に関する国際的合意を進展させる。 ・れたレスポンスプログラム・アプローチの運用の進展。 ・化学物質の事故、潜在的放出の防 	<p>-</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2002年までに70ヶ国以上で、大規模な産業事故防止を目指し、国際的な原則に沿った非常事態対応システムの実施。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ IFCS執行委員会に、急性毒性を有する駆除剤問題に取り組み、フェースアウトのオプションを含むリスク管理・削減のガイダンスを提供し、第4回フォーラムに報告することを要請。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各国は、ロッテルダム条約に関する既存のシステムに基づいて、極めて有害な駆除剤（発展途上国での使用）に関し、条約事務局に通報。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ FAOの駆除剤の流通・使用の国際規約の改訂版の採択に続き、IFCSは各国政府がその遵守に積極的な役割を果たすよう奨励支持すべき。また、国際規約実施の進捗状況のについて監視においてもIFCSは、FAOその他の関係機関と共同して行くべき。 	<p>【国内の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国は、本年8月までのWSSD会合までに締結すべく、ストックホルム条約を通常国会に提出。現在、国会審議中。 <hr/> <p>【国際的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OECDでは、非OECD諸国も対象とした主要事故報告システム（MARS）を2000年春から開設。化学事故のリスクアセスメントのためのハータス（CARAT）も開始。 <hr/> <p>【国際的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IFCSではNGOであるIUFを議長とするWGを設置し、検討。 <hr/> <p>【国内の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出貿易管理令に基づき、改正ロンドンガイドラインを1992年から実施。1999年にはロッテルダム条約に署名。 <hr/> <p>【国際的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駆除剤の流通及び使用に関する精神、取決めを記した国連食糧農業機関の国際行動規範について、ロッテルダム条約との関係を整理する改訂を行った。
------------------------	--	--	---

	<p>止方法等を含め、地域の知る権利のプログラムを自発的に採用</p>	<p>・ 2002年までに毒性に関する情報やアドバイスを提供する中毒管理センター（分析、治療施設を含む）を30ヶ国以上の国において新たに設置。既に設置されている国々においては、70以上の国で更にその機能を強化する。ハザードデータの収集（中毒のタイプ、化学物質の特定、構造等）のために国家システムに大きな進歩をもたらす。</p> <p>・ 2004年までにそれぞれの地域で新たに2ヶ国以上においてPRTR / 排出インベントリを整備し、一方、それらを持たない国では、関心を持つ団体を含め、状況や必要性を考慮にいれ、国家レベルでのPRTR / 排出インベントリ-の設計開始する検討を行う。</p>	<p>【国内的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬取締法では、農薬の販売に関し、既に登録制としており、間接的に流通・使用も制限している。 <p>【国際的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1992年までに22カ国で新たに同センターを設置（うち19カ国が先進国） <p>【国内的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本中毒情報センターを設置 <p>【国際的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OECD 化学品合同部会の排出量推計タスクフォースでPRTRに関する理事会勧告の修正のため、ドラフティングを開始。11月の次回合同会合に報告予定（対象とする化学物質を列記、排出源毎の報告、データ・情報の公開等）。 <p>【国内的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成9年からPRTRパイロット事業を実施し、産業界も自主的な排出量等の調査などの取り組みを行ってきた。平成11年に制定された化学物質排出把握管理促進法に基づき、平成13年度からPRTR制度を実施している。
--	-------------------------------------	--	---

<p>E . 化学物質管理に関する国レベルでの対処能力の強化</p> <p>(目標) ・2000年までに、実施を施行のための立法と規定を含めて、化学物質の環境上適正な管理のための国家組織を可能な限りすべての国で設置。</p>	<p>(行動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の安全性問題に係る多目的な訓練プログラムを援助・促進。 ・化学物質の安全活動に関与している全ての関係者に連絡を行うため、国立の協力機構の設立・強化の必要性を検討。 ・化学物質管理のための制度的メカニズムの開発。 ・有害物質管理センターを含めて、緊急対応センターのネットワークを開発する。 ・事故防止、事前対策負う対応に関するUNEPのAPEL等プログラムを考慮に入れて、事故への事前対策及び対応の国家的及び地域的能力の開発・企業の協力を得て、事故による影響を減じるために、企業及びプラントにおいて必要な手段 ・設備を特定し、緊急対応手段を開発。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各国は、化学物質の安全管理のため、統合的で調和のとれた対策を組織的に発展させていく努力を強化。そのため、ナショナル・プロフィールを作成し、定期的に更新すると共に、キャパシティビルディングの優先順位を特定し、国家行動計画を発展。NPを作成した国は、UNITAR/ECBのHPなどを通じてそれを広く周知。 ・2002年までに、多方面の関係者が関与した形で、ナショナルプロフィールを作成すべき。 ・2002年までに、適切なコンタクトポイント（IFCSコンタクトポイント）を指定し、分野横断的な調整努力を確立する。 ・リスク削減活動は、主に国の責任であるが、地域や国際的なリスク削減プログラムは地域や国際的な範囲での問題を保証する。 	<p>【国際的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナショナルプロフィールについては、先進国ではほぼ作成済み。 <p>【国内の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国は、本年度中のナショナルプロフィールの完成に向け、作業を開始しているところ（各省等で分担）。 <hr/> <p>【国内の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IFCSのコンタクトポイントを指定し、関係省で協力・調整を行っている。 <hr/> <p>【国際的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OECD化学品・リスク管理プログラムでは、鉛、カドミウム、水銀、塩化メチル、臭素系難燃剤の5物質を対象に国際リスク削減プログラムを推進。対象物質のステータスレポート作成後は、産業界の自主的なリスク管理にシフトし、定期的に合同会合で報告 <p>【国内の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害大気汚染物質12物質について、
--	--	--	--

		<p>自主的管理の推進。第1期（1997年度～1999年度）は基準年（1995年）に比べて41%の削減を達成。際2期（2001年度～2003年度）は、5地域自主管理計画を含め実施。</p> <hr/> <p>・2005年までに、殆どの国や地域において目的、優先事項、戦略からなる政策及び化学物質管理の改善の目標を持った行動計画が作成されるべき。</p> <hr/> <p>・OECD 諸国やその他のIFCS 参加機関、NPO等はずべての国がフォーラムの行動計画を実行できるよう、十分な資金援助と技術支援を開始すべき。IFCS執行委員会は援助の実績を調べて第4回フォーラムに報告。</p> <hr/> <p>・IFCSの枠組みの中で、化学物質管理のキャパシビルディングについての情報交換ネットワークを発展させることを支援。各国、国際機関、産業界、労働組合、市民団体、学会に対し、2003年までこの取り組みに積極的に参加することを要請。</p>	<p>自主的管理の推進。第1期（1997年度～1999年度）は基準年（1995年）に比べて41%の削減を達成。際2期（2001年度～2003年度）は、5地域自主管理計画を含め実施。</p> <hr/> <p>【国際的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IFCSでは、専門のWGを設置し、PIC、POPs、PRTR、ワシントン農薬等に関して、途上国への財政・技術支援の活発化を議論する予定。 <p>【国内の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア諸国等に対して有機化学物質の評価分析技術に係る専門家の派遣など技術協力を実施。GEFに対しても資金を拠出。 <hr/> <p>【国際的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・INFOCAP (Information Exchange Network on Capacity Building for the Sound Management of Chemicals) Steering Group 第1回会合を5月ドイツで開催予定。 ・日本では厚生労働省がGINCアジア太平洋能力構築会議の実施を予定。
--	--	--	--

<p>F . 有害及び危険な製品の不法な国際取引の防止</p> <p>(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各国の領域内へ有害物質や危険物質を国内法及び関連する国際的な法文書に違反して基込む違法な企てを察知し、中止させるために国の能力を再強化すること。 ・全ての国、特に発展途上国が有害物質と危険物質の不法取引に関するすべての適切な情報を得ることを支援すること。 	<p>(行動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質と危険物質の違法な輸出入を防止するための法律を、必要に応じて採用し、これを施行すること。 ・そのような法律への適合性を監視し、適切な罰則を通じて違反を摘的な実行プログラムを開発すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ IOMC の各機関に対し、不法国際取引に関するWG設置を要請。WGは有害かつ危険な化学物質の国際取引の現状把握、発見・防止の手段の見直しを行い、インターポール、OPCW、世界関税機関(WCO)等との連携協力に関する提言をまとめる。この評価と提言はIFCS第4回フォーラムに検討され、中間報告をIFCS執行委員会にする。具体的分野は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> -各国の法制度 -不法輸入の発見能力 -途上国へ技術支援に係るメカニズム -違法流通の程度・影響の評価 -全関係機関の調整、協力 -化学物質管理に関する条約及び国内法規を化学物質の越境移動に対して、いかにより効果的に適用するか ・各国政府は有害かつ危険な化学物質の不法国際取引の防止・発見・規制についての国家戦略を策定すること(情報システムの改善により法規制の強化、税関等当局による不法輸出規制・防止能力の構築)。 ・特に、ロッテルダム条約第13条1に沿って、各国は、ロッテルダム条約やPOPs条約対象の有害化学物質について、固有のHSコードをつけることを目的としたWCOのイニシアティブを支持すべき。 	<p>【国際的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IFCS では、UNEPが主体となって検討された結果が、第4回フォーラムに報告され、提言としてまとめられる予定。 ・ ロッテルダム条約においては、途上国の関税職員の能力開発が指摘され、今後、条約事務局としても、技術・資金協力を実施していく予定。 ・ ロッテルダム条約政府間交渉会合において、HSコードの活用による、水際措置の強化が提案され、2001年10月のPIC/INC8においてWCOより原則として1物質1番号のコーディング案が提示された。
---	---	---	--